

福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ 規約

第一章 総則

第1条 このリーグは「福岡ジュニアソフトボールフレンドシップリーグ（以下、リーグとする）」と称する。

第二章 目的・事業

第2条 リーグは、小学生少年少女の健全な育成を目的とする。

第3条 リーグは、年2回のリーグ戦（春季、秋季）、新人育成大会、駅伝・マラソン大会を開催し、スポーツを楽しむ中から相互の連帯を深めるものとする。

第4条 リーグは、スポーツマンシップに則り、親善を第一とした試合を行う。

第三章 構成

第5条 リーグは、次の者で構成する。

(1) 役員

第七章第18条に定める者

(2) 理事

各チームの監督とする

チーム事情等により監督以外の者を選出する場合は、監督の推薦を必要とし、総会で承認を得る

チームに属していない者を選出する場合は、総会で承認を得る

(3) 加盟チーム

リーグに加盟するチーム（以下、チームとする）の編成は、監督、チームで定義される代表者等、小学1年生から6年生までの児童（以下、登録選手とする）、登録選手の保護者とする

第6条 登録選手の移籍は、次の通りとする。

(1) 登録選手がリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要とする

(2) ただし、転校をともなう転居によりリーグ内の他チームへ移籍する場合には、在籍チームの代表または監督の許可、及び移籍先チームの代表または監督の許可を必要としない

第四章 加盟・脱退

第7条 リーグは、チーム数が30チームを上回ることを認めない。

第8条 新たにリーグに加盟するチームは、次の通りとする。

- (1) 加盟の意思を会長に伝え、加盟届出書を事務局長へ提出する
- (2) 同一校区にすでにチームがある場合は、そのチームの理事の許可を必要とする
- (3) 第八章第 22 条(1)の総会、または第八章第 22 条(2)の理事会において、承認を得る

第 9 条 リーグを脱退するチームは、脱退の意思を会長に伝え、脱退届出書を事務局長へ提出する。

第五章 権利・義務

第 10 条 チームは、規約、規程の下に平等である

第 11 条 チームは、次の権利と義務を有する

- (1) リーグが開催する事業への参加の権利
- (2) 会費納入の義務
- (3) 登録選手全員を、スポーツ安全傷害保険（公益財団法人福岡県スポーツ協会）に加入させる義務
- (4) 監督、及びチームで定義される指導者全員を、スポーツ安全傷害保険（公益財団法人福岡県スポーツ協会）に加入させる義務
- (5) 規約、リーグ戦運営要綱、リーグ戦順位規程、ローカルルールを遵守する義務
- (6) 第八章第 22 条に定める会議において議決され、会長名で伝達公布された諸事項に従う義務

第六章 規律

第 12 条 チームは、常にリーグの発展に協力を惜しまないものとする。

第 13 条 リーグは、常にソフトボールを愛する選手と指導者の集まりであることを自覚し、行動しなければならない。

第 14 条 指導者は、所属するチームに拘ることなく、リーグ全体のチーム指導に当たるものとし、特にマナーについては厳しく律することとする。

第 15 条 選手、指導者は、常にリーグの一員であることを自覚し、非行的な行動をとってはならない。

第 16 条 指導者による「暴力（体罰）」「（指導時間帯での）飲酒」は厳禁とする。

第 17 条 前第 16 条並びに第 11 条の義務に違反する行為やリーグの名誉を著しく汚す行為があった場合は、役員会の審議に附し、処分をすることができる。

- (1) 嚴重注意 口頭及び文書通告
- (2) 謹慎 文書通告、リーグ内における特定日数の謹慎
- (3) 停職 文書通告、リーグ内における特定期間の出場停止、及びチーム内職務の停止
- (4) 除名 文書通告

第七章 役員

第 18 条 リーグは次の役員（以下、役員と称する）を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 理事長 1 名

- (3) 副理事長 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 広報部長 1名
- (7) 財務部長 1名
- (8) 監査委員 2名
- (9) 審判部長 1名

第19条 役員は、理事の中から選出するものとする。

第20条 役員は、任期を2年（選出された総会の日より役員改選年度の総会まで）とし、再選を妨げない。

役員が任期途中で辞任した場合は、臨時理事会にて後任の役員を選出する。

欠員の補充または増員により選出された役員の任期は、他の役員残任期間と同一とする。

第21条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、リーグを代表する
- (2) 理事長は、リーグの統括を行う
- (3) 副理事長は、理事長を補佐する
- (4) 事務局長は、リーグ全般についての一般事務を執り行う
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、全ての会議の議事をとる
- (6) 広報部長は、リーグの広報活動を行う
- (7) 財務部長は、リーグの財務に関する一切の事務を行う
- (8) 監査委員は、リーグの財務に関する監査を行う
- (9) 審判部長は、審判部を構成し、リーグの審判及びローカルルールに関する全てを管理し、統括する

第八章 議決・執行

第22条 リーグは、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 監督会議
- (5) 審判部会議

第23条 総会は、リーグの最高議決機関とする。

第24条 総会は、理事で構成する。

第25条 総会は、毎年2月の第1日曜日に行う。ただし、会長が必要と認めた場合には臨時総会を招集する。

第26条 総会は、定足数を構成員の3分の2以上とする。

第27条 総会での議決は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第28条 次の事項の議決権は、総会のみとする。

- (1) 会費の決定

(2) 予算の決定

(3) 規約の改正

- 第 29 条 総会に欠席の理事は、委任状の提出を以て総会に出席したものとし、総会においての議決・承認は代理人の議長に一任するものとする。
- 第 30 条 理事会は、理事長が必要と認めた場合に召集し、理事で構成する。
- 第 31 条 理事会は、定足数を構成員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 32 条 理事会での議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 33 条 理事会に欠席の理事は、理事会での決議に同意するものとする。
- 第 34 条 役員会は、会長が必要と認めた場合に召集し、役員で構成する。
- 第 35 条 役員会は、定足数を構成員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 36 条 役員会での議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 37 条 役員会を欠席の役員は、役員会での決議に同意するものとする。
- 第 38 条 役員会は、リーグの運営全般について協議・決定・提案する機関とする。
- 第 39 条 監督会議は、各リーグ戦（春季・秋季）の開会前、閉会后、その他理事長が必要と認めた場合に召集し、監督（若しくはその代理人）、各チームの保護者代表者、役員で構成する。
- 第 40 条 監督会議は、各チーム共、監督（若しくはその代理人）と、保護者代表者の計 2 名が出席しなければならない。この規定に違反（出席者が 1 名、または欠席）したチームは、いかなる理由があろうと、10,000 円をリーグに納めるものとする。
- 第 41 条 監督会議での議決は、監督（若しくはその代理人）の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 42 条 監督会議に欠席の監督（若しくはその代理人）は、監督会議での決議に同意するものとする。
- 第 43 条 審判部会議は、審判部長、審判副部長、及び審判委員で構成する。
- 第 44 条 審判部会議は、定足数を審判部長、審判副部長、審判委員の 3 分の 2 以上とする。
- 第 45 条 審判部会議は、リーグ戦のローカルルールについて協議・運営する。

第九章 財務

- 第 46 条 リーグの会費は、総会の承認を以て決定する。
- 第 47 条 リーグの会費は、春季リーグ戦開会前の監督会議の際に納める。ただし、休部のチームが秋季リーグ戦から参加する場合は、秋季リーグ戦開会前の監督会議の際に会費の半額を納める。
- 第 48 条 納入したリーグの会費は、一切返金しない。
- 第 49 条 経費の支出は、理事会の決議のもと、財務部長が行うものとする。
- 第 50 条 リーグの会計年度は、毎年 2 月 1 日より翌年 1 月 31 日までとする。
- 第 51 条 財務部長は、総会において、前会計年度の収支報告並びに次会計年度の予算案を提出し、承認を得なければならない。

第十章 監査

- 第 52 条 監査委員は、会計年度終了後、監査を実施し、総会において報告を行う。

第十一章 附則

第 53 条 この規約は、2009 年 2 月 1 日より、施行適用される。

- ・ 2010 年 2 月 改定
- ・ 2012 年 2 月 改定
- ・ 2017 年 2 月 改定
- ・ 2019 年 2 月 改定
- ・ 2023 年 2 月 改定